

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・道路の区域変更（2件）	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・特定計量器定期検査の実施（2件）	計 量 検 定 所
・大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課
◎ 雑 報	
・自動販売機（飲料）設置場所の貸付	長崎県公立大学法人

## 告 示

### 長崎県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年8月2日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 平田 修三道路の種類 主要地方道  
路 線 名 富江岐宿線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市富江町富江字新町197番地先から 五島市富江町富江字西新町2番1地先まで	前	4.9~18.0	284.9	
	後	5.0~18.4	287.1	

### 長崎県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年8月2日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 平田 修三道路の種類 一般国道  
路 線 名 384号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市富江町富江字新町197番地先から 五島市富江町富江字新町182番1地先まで	旧	11.1~25.0	18.8	
	新	11.1~30.3	18.8	

公 告

**特定計量器定期検査の実施（公告）**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年8月2日

長崎県知事職務代理者

長崎県副知事 平田 修三

1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時  
島原市

検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
集合検査	安中地区	安中公民館	9月1日（木）	13時30分から15時まで
同 上	杉谷・三会地区	農村環境改善センター	9月2日（金）	10時から12時まで 13時から14時まで
同 上	霊丘地区	霊丘公民館	9月5日（月）	13時30分から15時30分まで
同 上	白山地区	白山公民館	9月6日（火）	10時から12時まで 13時から15時まで
同 上	有明地区	島原市役所 有明支所	9月7日（水）	10時から12時まで 13時から14時30分まで
同 上	森岳地区	島原文化会館	9月8日（木）	10時から12時まで 13時から15時まで
同 上	島原市全地区	島原文化会館	9月9日（金）	10時から12時まで
所在場所 検査	計量器の所在の場所		9月1日から 12月23日まで 土曜・日曜 祝日は除く	10時から12時まで 13時から17時まで

2 検査の対象となる特定計量器

取引又は証明に使用する特定計量器

3 検査の実施機関

指定期間検査機関 （一社）長崎県計量協会

**特定計量器定期検査の実施（公告）**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年8月2日

長崎県知事職務代理者

長崎県副知事 平田 修三

1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時  
大村市

検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
集合検査	三浦地区	大村市役所三浦出張所	9月14日（水）	10時15分から11時まで
同 上	松原地区・福重地区	大村市役所松原出張所		13時30分から15時30分まで
同 上	西大村地区	中地区公民館 ※大村市民病院横	9月15日（木）	10時30分から12時まで 13時から15時まで
			9月16日（金）	10時30分から12時まで 13時から15時まで
同 上	竹松地区・萱瀬地区	郡地区公民館	9月27日（火）	10時30分から12時まで 13時から15時まで
同 上	大村地区・鈴田地区	大村市役所別館正面玄関	9月28日（水）	10時30分から12時まで 13時から15時まで
			9月29日（木）	10時30分から12時まで 13時から15時まで
同 上	大村市全地区	中地区公民館 ※大村市民病院横	9月30日（金）	10時30分から12時まで
所在場所 検査	計量器の所在の場所		9月14日から 12月23日まで 土曜・日曜 祝日は除く	10時から12時まで 13時から16時まで

- 2 検査の対象となる特定計量器  
取引又は証明に使用する特定計量器
- 3 検査の実施機関  
指定期検査機関 （一社）長崎県計量協会

### 大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年8月2日

長崎県知事職務代理者  
長崎県副知事 平田 修三

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス大村店  
長崎県大村市協和町628-2
  - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所  
東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場 高一  
東京都千代田区神田練堀町3番地
  - (3) 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
  - (4) 変更の年月日  
令和3年8月24日
- 2 届出年月日  
令和4年6月30日
- 3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から4月間
  - (2) 縦覧場所  
長崎県産業労働部経営支援課、大村市産業振興部商工振興課
- 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

## 雑 報

### 自動販売機（飲料）設置場所の貸付（公告）

長崎県公立大学法人所有財産（建物の一部）を自動販売機（飲料）の設置場所として、一般競争入札により貸付けを行いますので、公告します。

令和4年8月2日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 貸付物件及び貸付条件等  
一般競争入札案内書（自動販売機設置事業者募集要項）に記載のとおり
  - (2) 貸付期間  
令和4年10月1日から令和7年3月31日まで（契約の更新はしない。）
  - (3) 用途  
自動販売機（飲料）の設置・運営に限るものとします。
  - (4) 貸付料等  
貸付期間中の貸付料の総額（課税対象物件については消費税及び地方消費税相当額を含む。）を入札に付します。
- 2 入札参加資格
  - (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当しない者であること。
  - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
  - (4) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条第7項に該当する者でないこと。
  - (5) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者でないこと。
  - (6) 法人にあっては長崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては長崎県内に住所を有すること。
  - (7) 自動販売機の設置及び運營業務について、3年以上の実績を有していること。
  - (8) 下記3により、あらかじめ入札への参加申込をした者であること。
- 3 入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、事前に入札参加申込書等の配布を受け、定められた受付期間内に入札参加申込書等の関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受ける必要があります。

- (1) 関係書類の配布場所（契約条項の提示場所）及び配布期間

入札参加申込書等の配布期間	入札参加申込書等の受付期間	配布・受付場所
令和4年8月2日（火） ～令和4年8月10日（水） ※土・日曜日、祝祭日を除く。 9:00～17:45	令和4年8月2日（火） ～令和4年8月10日（水） ※土・日曜日、祝祭日を除く。 9:00～17:45	長崎県西彼杵郡長与町 まなび野1丁目1番地1号 長崎県立大学シーボルト校 総務企画課 総務グループ 電 話 095-813-5500

- (2) 入札資格の確認

入札参加申込があったときは、入札参加資格の有無について確認し、申込者に通知します。

なお、入札参加資格の確認を受けた者が、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととします。

#### 4 現場説明、入札の日時及び場所

##### (1) 現場説明

実施しませんので、事前に入札物件をご自身で確認し、現況を熟知した上で入札してください。

※ 建設中の物件となるため、建物内に入っただけの確認はできません。

##### (2) 入札の日時及び場所

令和4年8月23日（火）10：00～

長崎県立大学シーボルト校 本部棟2階 特別会議室

※ 入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は入札を延期することがありますので、事前に3の(1)の部局へ問い合わせください。

##### (3) 入札の方法等

① 入札は、入札書及び入札用封筒に必要事項を記載して、記名押印のうえ、当該入札書を当該入札用封筒に入れ、入札当日に、入札者又はその代理人が直接入札箱に投函してください。

② 郵送による入札は認めません。

③ 代理人が入札する場合は、委任状を提出の上、入札書には代理人が押印（委任状に押印した代理人の印鑑）して提出してください。

④ 入札者は、その理由の如何にかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

⑤ 入札執行回数は、2回を限度とします。

#### 5 入札保証金に関する事

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

#### 6 無効な入札に関する事

次に掲げる場合は、その入札は無効とします。

- ① 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- ⑦ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑧ 入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- ⑨ 代理人が入札する場合において、代理人の記名押印がないとき。
- ⑩ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑪ 入札日において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けたとき。

#### 7 その他注意事項等

- ① 開札は入札後直ちに、入札者立会いのもとに行います。
- ② 落札者は、長崎県公立大学法人が前もって設定した最低貸付料以上の価格で最高の価格をもって入札した者となります。
- ③ 開札した場合に落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った者に知らせます。
- ④ 落札者が落札決定から契約締結までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととします。
- ⑤ 落札者は、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を長崎県公立大学法人に支払わなければなりません。
- ⑥ 詳細については、一般競争入札案内書（自動販売機設置事業者募集要項）をご覧ください。（3の(1)の場所以外配布）

#### 8 この公告に関するお問い合わせ先

長崎県立大学シーボルト校 事務局総務企画課 総務グループ  
所在地 〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1号  
電 話 095-813-5500

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八九五)  
二二一  
二二一  
四一

印刷所  
印刷人

長崎市榊島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト